

静岡県告示第154号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年3月6日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide）	令和6年3月7日
2-{[(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名Butonitazene）	令和6年3月7日
1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類（通称名N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）	令和6年3月7日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。